

広島県告示第六百五十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者		居宅サービス事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社パウ研究所	東京都文京区本駒込二―二八―二四谷ロビル一階	株式会社パウ研究所広島支店	広島市安佐北区小河原町一七	平成一九年四月一日
土井工芸株式会社	府中市府川町一七二番地	土井木工福祉プラザ	府中市府川町一七二番地	平成一九年四月一日
株式会社ダスキュニオン	兵庫県加古川市野口町坂元三二九―六〇	ヘルスレント広島南ステーション	広島市中区昭和町一〇―一五スカイハイツ三号一階	平成一九年五月一日